

## 新型コロナウイルス感染症流行下での「認知症サポーター養成講座」について

各地域の新型コロナウイルス感染者の発生状況等を考慮した上で、従来通りの対面式での講座開催が困難であり、かつ、開催ニーズが高い「認知症サポーター養成講座」については、“オンライン”での開催を可能とします。

### “オンライン”による「認知症サポーター養成講座」開催の要件

認知症サポーター養成講座の趣旨を踏まえた上で、講座内容の質の担保を図るため、下記のすべてを満たしていることを必須とします。

- ① キャラバン・メイトと受講者が随時対話ができ、かつ、キャラバン・メイトが画面を通して受講者の状況を把握することができるシステムを使用する。  
※キャラバン・メイトが講座を録画した動画の視聴等を認知症サポーター養成講座とすること等は不可。
- ② 必ず、講座の開催 1 カ月前までに、「認知症サポーター養成講座開催計画表」を自治体等事務局が専用ホームページから入力・送信する。  
※併せて、少なくとも開催 2 週間前までには、受講予定者数分の標準教材等の手配をしてください。
- ③ 講座の内容は、「認知症サポーター等養成事業の実施について」(厚労省通知)で示されているカリキュラムに準拠する。
- ④ 受講者には、事前に『認知症サポーター養成講座標準教材』(または『認知症サポーター養成講座小学生副読本』『認知症サポーター養成講座中学生副読本』等を配布し、教材に沿ってキャラバン・メイトが講義を行う。  
その際、「認知症の基礎知識、早期診断・治療の重要性、権利擁護等」については 60 分の講義を行い、「認知症の人への対応、家族の支援、サポーターとしてできること等」については、30 分の講義や演習を行う。  
※ 小・中学校の授業の一環で行う場合は、授業の一コマ(45 または 50 分)での実施が可能。  
※ キャンペーン DVD「認知症サポーターキャラバン」を必ず視聴する。  
※ オンライン講座のシステムに受講者全員がログインするのに要する時間を、講座の時間とは別に設けるように留意する。
- ⑤ キャラバン・メイトは、受講者が④の 90 分の講座の開始から終了まで参加していることを確認する。  
※適宜、質疑応答や受講者からのコメントの機会を設けることが望ましい。
- ⑥ 講座終了後 2 週間以内に、「認知症サポーター養成講座実施報告書」を専用ホームページに入力・送信する。  
※受講者数(初回受講者のみ)を正確に入力してください。男女別・年代別の内訳は、講座の実施状況を把握するために必要な情報ですので、必ず入力します(内訳が不明な場合、配分は厳密でなくてもかまいません)。